

令和 7 年度 第 1 1 回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和8年2月12日(木) 午後2時00分から3時00分

開催場所 御殿場市林業会館 1階 第1研修室

出席委員 (29人)

1番 鈴木 誠之君	2番 土屋 昌彦君
3番 勝間田 安彦君	4番 長田 薫君
5番 勝間田 公博君	6番 瀬戸 孝雄君
7番 福島 初代君	8番 小宮山 勉君
9番 勝間田 美保子君	10番 勝間田 太住君
11番 長田 守正君	12番 勝又 治彦君
13番 林 忍君	
15番 長田 正之君	16番 横山 廣君
17番 勝又 博之君	18番 内田 奨君
19番 小澤 勤君	20番 土屋 壯一君
21番 宇田川 秀一君	22番 渡邊 一雄君
	24番 長田 光正君
25番 根上 誠一君	26番 岩田 勉君
27番 芹澤 泉君	28番 中村 善彦君
29番 高田 哲夫君	30番 芹澤 裕治君
31番 齋藤 浩也君	

欠席委員 (2人)

14番 鈴木 洋一郎君	23番 瀬戸 朝光君
-------------	------------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
議案第40号 農業用施設証明願の決定について
- 7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案
議案第41号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 山本 育実 石田 真由美 遠藤 慎也 田代 欣三 杉山 有里

会議の概要

事務局長	ただ今から令和7年度第11回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
会長	--会長挨拶--
事務局長	ありがとうございました。 はじめに諸般の報告をさせていただきます。14番鈴木洋一郎委員、23番瀬戸朝光委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、長田会長を議長として進めていただきます。 会長よろしく願いいたします。
会長	これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。
会長	日程3 議事録署名人の指名ですが、3番勝間田安彦委員、4番長田薫委員よろしくお願いします。
会長	日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
会長	日程5 農地法に関する報告に入ります。 報第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報第17号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により、次のとおり報告する。令和8年2月12日報告。今月の4条の届出は1件です。 (番号1について内容の読み上げ) 以上で事務局からの報告を終わります。
会長	ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。 (質問、意見等 なし)
会長	報告事項でございますので、ご了承をお願いします。
会長	続きまして、報第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の２ページをお願いします。

報第１８号 御殿場市農業委員会規程第１１条第１項第１号の規定により、事務局長が専決したので同条第２項の規定により次のとおり報告する。令和８年２月１２日報告。今月の５条の届出は１件です。

(番号１について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程６ 農地法に関する議案に入ります。

議案第３８号 農地法第３条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の３ページをお願いします。

議案第３８号 次のとおり、農地法第３条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和８年２月１２日提出。今月の３条許可申請件数は３件です。

番号１（議案書の内容読み上げ）畑・田 １,８５９㎡

譲渡人は後継者である譲受人に贈与するものです。

整理番号１について、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号２（議案書の内容読み上げ）畑 １７㎡

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より贈与を受けるものです。

整理番号２について、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号３（議案書の内容読み上げ）田 １７７㎡

譲受人は新規就農のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号３について、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長	続きまして、整理番号 1 について担当委員より調査結果の報告を求めます。
30 番委員	番号 1 について調査結果を報告いたします。 譲受人には自宅で、譲渡人には電話で調査いたしました。 申請、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。 権利の設定・移転等の内容、譲渡人は高齢であるため、譲受人である息子に贈与するための申請です。 効率的利用、取得する農地は自宅より 30m ほどで徒歩 1 分です。農作業従事者は、本人と父母の 3 人です。農機具については、トラクター、耕運機、田植機、草刈機を所有しています。所有権の移転のみで、耕作については今までどおりですので、効率的に耕作管理されると思われます。新たに取得する農地は、今までどおり水稻及び野菜を作付けするとのことです。 転貸しはありません。 地域との調和については、地域農業集落の取決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことです。 以上です。
30 番委員	続けて番号 2 について報告します。 譲受人には現地で、譲渡人には電話で調査いたしました。 申請、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。 権利の設定・移転等の内容、譲受人は規模拡大を考え農地を譲り受けるための申請です。 効率的利用、取得する農地は自宅に隣接しています。農作業従事者は、本人夫婦と息子の 3 人で本人夫婦は 50 年の経験があります。農機具については、トラクター、田植機、コンバイン、草刈機を所有しています。新たに取得する農地は自己所有の農地と地続きであり、効率的に耕作管理されると思います。 耕作管理計画、新たに取得する農地は、お茶を栽培する予定とのことです。 転貸しはありません。 地域との調和については、地域農業集落の取決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことです。 以上です。
会長	整理番号 3 について担当委員より調査結果の報告を求めます。
17 番委員	調査日は令和 8 年 1 月 31 日です。調査場所は、現地及び自宅です。 申請ですが、本人が申請したものであり、内容に間違いはございません。 権利の設定・移転等の内容、譲渡人は当該申請地を父より相続しましたが、農業の経験もなく、これからは出来ないということで、譲受人に農地を売却するための申請です。 効率的利用、取得する農地は自宅の隣に面し、農業従事者は本人夫婦で、野菜の作付けをするそうです。農機具については、耕運機を所有しており、今後も効率的に耕作管理されると思われます。 耕作管理計画、取得する農地は、夏野菜、冬野菜や芋、豆などを作付けし、全て自家

消費するとのことで、極力農薬の使用を減らし、収穫するとのことです。

転貸しはありません。

地域との調和は、畑のため、水利を使用することもなく、面積も少ないので、近隣への支障がないように耕作をするとのことです。

以上です。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第39号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、
委員会の決定に附す。令和8年2月12日提出。今月の5条許可申請は1件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）田 1,616 m²

転用内容は、地上権の設定による系統用蓄電設備の設置です。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満のため、
第2種農地に区分されます。

系統用蓄電池の設置に係る農地転用につきましては、市内で初めての事例となります
ので、補足説明をさせていただきます。

系統用蓄電池とは、電力会社の電力系統に直接接続する蓄電池を指します。運用の方法
はいくつかありますが、今回の蓄電池は、系統内の電気に余剰が出るタイミングで蓄
電をして、電気が不足するタイミングで放電をすることで、電力の需要と供給のバラン
スを調整等するものとなります。この電力の需要と供給を調整する能力に対し、電力会
社から対価が支払われる仕組みとのことです。

今回の議案書に同封をした系統用蓄電池に係る資料をご用意ください。本案件につ
きましては、令和7年11月頃に事前相談があり、事務局と申請者との間で協議、調整を
進めてきたところです。その後、申請者から2月の農業委員会に上程したいとの申出が
あり、許可申請書が提出されたため、本日議案としてお諮りするものです。

資料3枚目「土地利用計画図」をご覧ください。

今回転用をする農地は黒枠内の範囲であり、面積は 1,616 m²となります。しかしながら、事務局にて事業内容を確認していくと、転用面積が過大ではないかという異議が生じました。その理由としては、土地の中央付近の 600 m²ほどの範囲に、蓄電池 16 台及び付属する設備を設置して、土地の北側と南側の計 1,000 m²ほどの部分が設置工事及び年間数回ほどの保守・点検作業のための作業・駐車スペース、通路として使われ、また植栽を配置するために使われるという計画になっており、その必要性に疑問が生じたためです。これについては、申請者に駐車スペースなどの設置の理由を確認し、また転用面積を小さくすることが可能であるかというようなことを数回にわたって確認をしてまいりました。事業者側の意見としては、別紙資料に整理をしましたが、駐車スペースにつきましては、設置工事や保守点検の際にクレーン車や 2 トントラック、バンを駐車するとのことです。クレーン車は設置工事に限らず、設置後の保守点検の際にも使う可能性があるとのことです。また、クレーンのアームが動く半径 5 m ぐらいの範囲には、安全上の理由で人の立ち入りや、車の駐車ができないため、結果的にこの範囲外に駐車スペースを設置する必要があるということでした。管理通路については、今ご説明した車両の進入路として必要になるとのことです。植栽については、景観や近隣の福祉施設に配慮し、蓄電設備の目隠しのためと、防音壁とともに防音効果を持たせるために配置をするということでした。また、事業者側は、様々な配置を検討した中で、三角形の不整形な土地ということもあり、これ以上削れる部分はないため、転用面積を縮小する意向はないとのことです。蓄電池には危険物が含まれるということですが、想定される事故、災害の範囲内では外部に漏れ出すことがない設計であり、万が一漏れ出た場合も敷地内からは流出しないよう対策を講じているとのことです。

事務局からの説明は以上となります。

会長

整理番号 1 について担当委員より調査結果の報告を求めます。

25 番委員

調査報告させていただきます。

調査日は令和 8 年 1 月 31 日、譲渡人と自宅で行いました。譲受人とは 2 月 2 日、譲受人とは、担当者と電話にて調査を行いました。

申請行為について、両人ともに本人が申請したものであるということです。

転用理由について、余剰電力がある時に蓄電し、電力不足時は供給するものであり、電力安定化のために必要と考えます。

資金は、自己資金にてまかなうということでした。

他の権利者の同意、他の権利を有する者はなしということです。

転用時期について、許可後すぐに着工予定で、できれば 3 月頃を予定しているとのことです。

他法令について、道路施工承認申請、消防法など必要な許可等を申請中であるということです。

転用面積について、事業目的からして適正であると考えます。

周辺への影響、セットバックを十分にとるため、日照の問題はないと考えます。排水の設備は無く、一部碎石仕上げ、植栽を行い自然浸透で処理するとのことです。万が一問題が発生した場合は、譲受人が責任を持って解決するとのことです。報告事項は以上ですが、この場を借りて私のコメントを発表させていただきます。

蓄電池設置の農地転用面積について、市は面積が過大ではないかと危惧されています。また、御殿場市でも初めての申請事項であるため慎重になることは理解できます。譲渡人の話を聞きますと、申請地は芝畑であり、昔、業者に委託をしていましたが、芝が売れなくなり返され、その後管理に困っていたところ、農協が管理をしてくれることになり、現在に至っているとのこと。またこの農地を貸すにあたり、北側の三角の土地だけ残っても困ると言っていました。譲渡人は農機具として小さい耕運機1台と軽トラ1台しかなく、最悪耕作放棄地につながる可能性もあるのではないかと私は思います。譲受人は地形も考慮したうえで、これだけの面積を必要としているとのこと。譲渡人からは、全部借り受けてほしいとは、頼まれてはないとのこと。植栽を多く施すことについては、譲受人は土の浸食や流出を防ぎ、雨水の貯留を促進する効果もあり、また周りが農地なので景観が損なわれないようにとのことでした。難しい案件ではありますが、ご審議の程よろしく申し上げます。

以上です。

- | | |
|-------|--|
| 会長 | 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。 |
| 4 番委員 | 参考までに聞きますが、この電源は高压に繋ぐのですか。 |
| 事務局 | 付近に変電所がありまして、そこに接続されている高压の電線とつなぐとのこと。 |
| 4 番委員 | 送電線とは関係ないわけですね。 |
| 事務局 | 送電線との関係については詳細は把握しておりませんが、変電所から近いほうがよいという話を聞いたことがあります。 |
| 8 番委員 | 資料の中に県西部地区の設置写真がありますが、問い合わせはしていないですか。 |
| 事務局 | 問い合わせまして、特段大きな問題もなく、農業委員会は通ったということです。また、議事録を見ますと、蓄電池の電解液の取扱いについて質問が出ていまして、それについては、事務局が消防と協議をしていることを確認した上で、事業者側が敷地内からは電解液が漏れ出ない対策を必ず講じてもらう。という内容でした。
また、譲受人は県内では西部で太陽光発電事業を多くやっているそうです。最近になり蓄電池の事業を始め、西部にも設置した経緯があります。 |
| 8 番委員 | ありがとうございました。 |
| 5 番委員 | 市で初めての設置ということで、確認させてください。騒音が発生するということですが、蓄電池の変圧器の盤を冷やす音がうるさいようです。近隣に対して、迷惑になるのか、ならないのかというところについてはどうなっていますか。 |
| 事務局 | 騒音については、最大で 80 デシベル程度の音が出るそうですが、今回は蓄電池の周囲に防音壁を設置するため 40 デシベル程度まで下がるとのことで、蓄電池から 50m くら |

い離れると音が聞こえなくなるそうです。近くに福祉施設がありますが、距離的には蓄電池から一番近いところでも 60m ぐらいの距離でしたので、影響は少ないと思われ、また、植栽のキンモクセイを北側に配置するため、これについても防音の効果があるということです。

5 番委員

ありがとうございます。

10 番委員

今回の蓄電池は、市で初めてということで、電気事業法第 21 号第 1 項 電気事業、どの事業に供するような電気工作物なのかというのが、重要なことであります。電力会社さんと発電事業、配電事業、送電事業、一般送配電事業であれば、都市計画法の許可は不要ですが、小売り電気事業、卸事業ということになると都市計画法の第一種工作物に該当する。これが発電事業である場合は、それを証明したものが必要であり、発電事業で間違いないということが条件で、許可すべきものであると、都市計画法の観点では考えられています。これがないと、第一種工作物の新設ということで県庁の開発審査会にかかるため、8 か月ぐらいの期間を要します。本来はこのような手続きがないと工作物は設置できません。特に建築基準法の施行令、第 116 条の中の危険物の中で、リチウムイオンの電解液が漏れる可能性がある危険物でございます。従いまして、危険物の対象となる物件になります。もう一つは先ほど言われた騒音防止法による 40 デシベルを守らなければならない規定に対しての、遠隔距離と防音対策は重要になります。実は私も、別のところで蓄電池の事業の申請を行う予定があります。そこは送電・発電所がある場所であり、山奥で人家も周辺 300m には無いような場所で行われる事業です。問題がないであろうという中で、土地利用にこれからかけて、進めるという計画であります。当市内でも簡単にいくのであれば、色々な問題が起きた時に事例の一つになってしまうものですから、許可をしたとしても、都市計画課に合議して、農地法、都市計画法の両方に適合していることを十分確認した上で証明、許可をしていただきたいというのが、希望でございます。

以上です。

会長

ありがとうございます。

行政書士の立場で農業委員会に参加していただいていますので、貴重な意見ありがとうございます。

先ほど都市計画課との合議の方が良いとのこと、許可という形もできるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

事務局長

ただ今、貴重な意見をいただきましたが、面積が 1,600 m²ということで土地利用の対象にはならないのですが、事前に都市計画課とは何度か協議しています。今回ここで許可が下りたが、しかし条件付きということで、本日許可相当と議決された場合には、都市計画課と再度協議行いまして、都市計画課の合意を得られましたら、許可書を交付する流れで、慎重に進めたいと思います。ありがとうございます。

会長

事務局からも一つ補足があるそうです。

事務局	先ほどの都市計画法の開発許可の関係になりますが、事業者と都市計画課との協議の経緯を補足させていただきます。事業者が都市計画課に相談したところ、発電事業に該当すれば開発行為の許可が不要になるということでした。事業者としては、発電事業者には該当しているということでしたが、それを証明するものはないか聞いたところ、電子申請で行われるようなもので、通常証明のようなものは出ないとのことでした。その代わりに経済産業省のホームページが印刷された資料を添付してきました。その中には事業者が発電事業者として登録されているという内容が記載されています。都市計画課としては、現在の時点では開発許可が不要と見込まれるということですが、最終的に開発許可が不要と判断するタイミングとしては、工事が完了したあとに発電事業者から発電事業の届出というものがあるそうで、それを資源エネルギー庁へ提出することによって、都市計画課は許可不要と判断するとの考えです。これについては、事業者から確約書という形で、工事完了後に発電事業の届出を行う旨の確約書が添付されております。 以上です。
会長	都市計画法に該当するかしらないか、発電事業者だと該当しないということになるから、むこうは大丈夫という考えできているのでしょうか。
事務局	はい、その認識です。
会長	初めての案件で、委員の皆さんも判断するのに非常に迷っていると思いますが。
18番委員	事務局に一つ聞きたいのですが、私の知人が蓄電池を置かせてもらう土地を欲しいと業者から打診があったそうで、売ろうかなという相談がありました。これらの業者が土地を求めている動きがあるのですが、事務局は把握されていますか。
事務局	何年か前から、蓄電池の事業者からの農地転用の問い合わせの件数が増加しています。内容としては、用地を探しているので農地区分を教えてほしいというものが多いですが、ここ2、3年間で急増しています。今後別の場所でも申請が出てくるのではないかと予想されます。
会長	他にご意見、ご質問等ございませんか。
5番委員	会社の存続が心配ですが、会社が経営困難となった場合、施設の管理は今後どのようなのか、電池ですから問題になってくると思います。契約上の問題で、条件付きで許可するとか、あるのですか。
会長	調査員さん、賃貸借契約をすると思いますが、何年されているか聞いていますか。
25番委員	20年です。
事務局	20年間ということできています。

5 番委員	20 年経ったら更地にして返すという状況ですね。
会長	返却する時は更地ですか。
10 番委員	通常、定期借地権であれば、20 年契約なら、必ず 20 年後に建物解体とかをやりますが、地上権を設定するのであれば、20 年間の権利の後、そのまま再契約を自動的にできるとか、文書に入っているかもしれませんので、永続的になる可能性もあります。蓄電池が劣化した時の、処理の形がどうなるか先が見えないということもあります。蓄電池については、太陽光よりもっと、危険だということを認識していただいて、やっていかなければならないと思っております。
会長	ありがとうございます。 他にご意見、ご質問等ございませんか。
会長	都市計画課との合議という条件付きとして、許可するかどうか、採決に入ります。 本案について賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
会長	全員賛成のようですので、本案については、条件付きで原案どおり決定いたします。
会長	次に議案第 40 号 農業用施設証明願の決定について 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 40 号 次のとおり、農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による施設である旨の証明願が提出されたので委員会の決定に附す。令和 8 年 2 月 12 日提出。 農業用施設証明願につきましては、200 m ² 未満の農地を農作物の育成などを目的とした農業用施設を設置するために転用する場合は、許可が不要という取扱いがあります。農業委員会からこれらの許可不要の施設に該当するという証明を発行するにあたり、議案として提出するものとなります。 番号 1 (議案書の内容読み上げ) 畑 199.61 m ² 農業用機械などを保管するため、農業用倉庫 1 棟を建設するものです。 以上で事務局からの説明を終わります。
会長	整理番号 1 番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。
12 番委員	農地法施行規則第 29 条第 1 号に基づき調査をしましたので、報告します。 調査日は令和 7 年 2 月 1 日です。申請者と現地にて調査聞き取りを行いました。 この場所は、市街化調整区域でありまして、現在は畑で面積 505 m ² 、その内 199.61 m ²

の一部 83.72 m²に農業用倉庫を設置するそうです。

農地法施行規則第 29 条第 1 号の条件として、自己所有地であり、農業に必要な施設で、トラクター、耕運機等の農業機械及び小物類や肥料等保管場所として使用するそうです。また、設置する施設と進入路及び周辺の整地する全体の面積が 200 m²未満であり、転売の恐れもないことから問題はないと思われます。

以上、調査結果の報告を終わります。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に日程 7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案に入ります。
議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画（案）について 審議いたします。本議案につきましては、整理番号 18 に議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まず、整理番号 1 から 17 について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 今回郵送した議案書に修正がありましたので、今日お配りしました議案第 41 号別紙と差し替えをお願いします。

議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画（案）について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 号の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので、委員会の決定に附す。令和 8 年 2 月 12 日提出。

議案書の 2 ページをお願いします。議案第 41 号別紙資料 農用地利用集積等促進計画（案）一覧表をご覧ください。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積等促進計画が 18 件で、合計面積は 77,747 m²、農地を転貸する者は静岡県農業振興公社です。なお今回の利用集積等促進計画につきましては、整理番号 1 から 12 番まで、農地中間管理事業の継続案件であり、令和 8 年 4 月 30 日に、契約の満了日を迎える方が利用権の更新を行うものです。また利用権の設定内容についてですが、同じ内容になりますので一部一括して申し上げます。個々の説明につきましては省略させていただきますので、ご了承ください。

番号 1	(議案書の内容読み上げ)	1 筆	3,115 m ²
番号 2	(議案書の内容読み上げ)	3 筆	16,251 m ²
番号 3～4、10～11	議案書の内容読み上げ)	8 筆	16,144 m ²
番号 5～9	(議案書の内容読み上げ)	12 筆	23,184 m ²
番号 12	(議案書の内容読み上げ)	2 筆	4,481 m ²

番号 13	(議案書の内容読み上げ)	2 筆	3,834 m ²
番号 14～17	(議案書の内容読み上げ)	6 筆	7,504 m ²

以上で整理番号 1 から 17 について事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 それでは、整理番号 18 について審議いたします。本案件につきましては、18 番委員が申請人となっておりますので、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第 31 条により議事に参与できませんので、18 番委員は退席をお願いいたします。

(18 番委員退席)

会長 それでは、整理番号 18 について事務局から説明を求めます。

事務局 番号 18 (議案書の内容読み上げ) 2 筆 3,234 m²

よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
18 番委員は戻って着席してください。

会長 ただ今審議した結果、本案について原案どおり決定されましたので、ご報告いたします。

会長 これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 (連絡事項)

1. 日本農業新聞の営農型発電の記事について
2. 静岡新聞の太陽光発電（遊休農地）の記事について
3. 広報ごてんば2月5日号について（農業委員会からのお知らせ）
4. 令和8年度 御殿場市農業委員会総会等日程表について
5. 全国農業新聞記事（新潟県 見附市）先進地活動事例の紹介・協議について
6. 農業会議情報のご案内
7. 2月22日（日）第3回酒と食のフェスティバルについて
8. 営農型太陽発電事業に係る是正指導について（経過報告）
9. 次回総会 3月12（木）午後2時00分

御殿場市役所 東館 2階 203会議室

事務局長 皆様方から質問、意見等ございますでしょうか。
それでは長時間に渡りありがとうございました。
以上をもちまして、令和7年度第11回御殿場市農業委員会定総会定例会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 3 番 _____

議事録署名人 4 番 _____